**令和元年度 第２回 「地方分権に関する勉強会」 開催概要**

日時：令和２年１月８日（水）15時30分～17時30分

場所：大阪府庁本館５階　議会会議室１

議題：大阪・関西の分権型社会のあり方について

参加者：府職員（政策企画部、総務部）、関西広域連合職員　等

主な意見：

・法律の「過剰」と「過密」が問題。予算には上限があるが、法律にはないので、数が増え続けて「過剰」になる。また、法律が「過密」に作られすぎている。都市部でも地

方部でも使えるようにと、どんどん細かく書き込まれていく。

・新しい取組をしようとすると過去につくられた法律が邪魔をするところがある。法律の総量管理・運用管理のようなことも必要ではないか。

・権限がないからできないというより、財源がないからできないことが最近増えてきていると感じる。

・今は、地方創生推進交付金等で国が誘導する政策が多い。地方の矜持で交付を受けないという覚悟をすることもありえる。

・国からの権限移譲が進まない中、まずは国との共同事務処理を検討してもよいのではないか。森林・耕地・河川の保全等は関西広域連合や府県だけではできない

ことがある。国との共同事務処理のあり方について、琵琶湖・淀川流域の水源保全対策等を通じて検討中。

・人材不足に対応するには、若者や外国人、女性の活用の底上げとともに、人材のシェアをしていくしかない。例えば、人材不足の土木分野で、官・民両方で活躍して

もらうなど。

・市町村では文化財行政を担う専門職人材が減っており、在職者の退職後の人材確保が課題。文化財行政の広域連携により、人材不足を解決することも

考えうる。

・県単位で、県内の市町村分も含めて専門職人材を確保・育成し、市町村へ派遣するという取組をしているところもある。

・資格の規制緩和について、例えば、介護関係の資格は細分化されているが、一つの資格でいろいろな仕事ができるようにするなど、ハードルを下げると、１人ではなく

0.5人足りないという場合にも対応できる。関西独自の資格があってもよいのではないか。